

参考2「『環境教育等行動計画』関連施策一覧」

「環境教育等行動計画」における「環境教育及び協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項」については、第3章5に記載している施策に加え、第2章及び第3章に記載する以下の施策と一体的に推進する。

<b>第3章5 (1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 関係</b>	
<p>(多様で身近な環境学習機会の提供、支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンツーリズムやファームステイ等による交流人口の拡大に向け、地域の交流活動をコーディネートする組織の活動を支援するとともに、体験型教育旅行の受入拡大に向けた取組を進める。(第2章1(2) 23 ページ)</li> <li>・ 持続可能な社会づくりの担い手を育むことを目指し、環境学習交流センター等による普及啓発や、子どもの環境学習の支援及び自然等を生かした体験活動の機会の提供などに取り組む。(第2章1(3) 24 ページ)</li> <li>・ 子どもが地域の景観の魅力や個性を考える景観学習の実施を通じて、次世代の景観づくりの担い手の育成を図る。(第2章2(1) 29 ページ)</li> <li>・ 県民が木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や県産木材の温もりや心地よさ、木材利用の意義等の理解を促進する「木育」の取組を推進する。(第2章3(2) 35 ページ)</li> <li>・ 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制に向けて、海岸の環境保全等に関する環境学習やエシカル消費等の消費者教育を推進する。(第3章2(1) 43 ページ)</li> <li>・ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案について、事案の教訓を後世に伝える取組を進める。(第3章2(3) 44 ページ)</li> <li>・ 身近な自然とのふれあいを確保するため、都市公園や「県民の森」などの森林公園等を整備し、適切に維持管理するとともに、利用促進を図る。(第3章3(2) 48 ページ)</li> </ul>	
<p>(環境人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業において省エネや環境保全等の環境経営や環境保全に取り組むことができるよう、人材育成等の取組を支援する。(第2章1(1) 21 ページ)</li> <li>・ 水素関連ビジネスの創出・育成に向けた人材育成等の取組を推進する。(第3章1(2) 40 ページ)</li> <li>・ 多様な主体によるパートナーシップの下、徹底的な資源循環を実現するための取組を支援するとともに、循環型地域社会の形成のために必要な人材を育成する。(第3章2(1) 43 ページ)</li> <li>・ 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保・育成や鳥獣保護管理のためのコーディネーター等の発掘、活用等を図る。(第3章3(1) 47 ページ)</li> <li>・ 監視・測定技術の蓄積、水準の確保のため、県及び市町村の人材の育成を図る。(第3章4(6) 54 ページ)</li> </ul>	
<b>第3章5 (2) 環境に配慮した行動・協働の推進 関係</b>	
<p>(環境に配慮した県民の行動・協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民一人ひとりの日常的な消費行動が、環境や社会に影響を与えることを消費者・生産者がともに認識し、消費と生産の双方を持続可能なものとするを旨とする「エシカル消費」を推進する。(第2章3(1) 33 ページ)</li> </ul>	
<p>(環境に配慮した企業の行動・協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業において省エネや環境保全等の環境経営や環境保全に取り組むことができるよう、人材育成等の取組を支援する。(第2章1(1) 21 ページ)</li> </ul>	
<p>(県民等の参加による環境保全取組の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に関する国際共同研究を推進するため、海外の研究機関との交流を図る。(第2章1(4) 26 ページ)</li> <li>・ 住民や市町村との協働により、地域の景観の保存や活用を推進する。(第2章2(1) 29 ページ)</li> <li>・ 生物多様性の保全など公益的機能を持つ健全な森林が守られるよう、県民の支援や参画による森林整備などの取組を進める。(第3章3(1) 46 ページ)</li> <li>・ 県民や事業者の参画により、多様な生物が生息・生育する森・里・川・海の保全と整備を推進する。(第3</li> </ul>	

### 章3(1)48 ページ)

- ・ グリーンボランティアとの協働による自然保護活動や関係機関、民間団体とのパートナーシップによる自然環境の保全を推進する。(第3章3(2)48 ページ)
- ・ 自然公園保護管理員の配置やグリーンボランティア等との協働により、自然公園内の植生の再生や踏み付けなどで裸地化した植生の回復など生物多様性の保全を図るとともに、パトロールや利用者のマナー啓発指導等を行い、自然環境の適切な保護管理と安全、安心な利用を推進する。(第3章3(2)48 ページ)
- ・ 身近な森林の環境を保全するため、地域住民等による森林整備活動を促進する。(第3章3(2)49 ページ)
- ・ 生産者をはじめ、若者や女性といった地域住民など多様な主体の参画・連携により、農地や水路等の地域資源の保全を図るための地域共同活動を促進する。(第3章 3(3) 49 ページ)
- ・ 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援する。(第3章3(3) 50 ページ)

### (環境広報及び情報提供の推進)

- ・ 国の専門機関や地域気候変動適応センターと連携し、気候変動とその影響に関する情報の収集や提供等を行う。(第3章1(4) 40 ページ)
- ・ モノのライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なりサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供する。(第3章2(1) 42 ページ)
- ・ 「いわてレッドデータブック」により、絶滅が危惧される県内の希少野生動植物に関する生息・生育実態の情報を発信し、保護意識の啓発や保全活動を推進する。(第3章3(1) 47 ページ)
- ・ 有害鳥獣や外来種の県内における生息・生育実態と、それにより引き起こされている問題について、情報を発信し、生物多様性への理解や保全活動への参加を促進する。(第3章3(1) 48 ページ)
- ・ ビジターセンターの情報提供環境の整備を図るとともに、インバウンドに対応した登山道等の案内・誘導標識の多言語化等、国や関係機関と連携して、自然公園における情報発信の充実を図る。(第3章3(2) 48 ページ)
- ・ 講演会やシンポジウムの開催、インターネットによる情報提供、リスクコミュニケーション等により化学物質とその環境リスクに係る理解の促進を図るとともに、排出量の削減、より安全な代替物質への転換など、工場・事業場が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進する(第3章4(5) 53 ページ)
- ・ 監視・測定結果について、県民や事業者が分かりやすいように情報提供を行う。(第3章4(6) 54 ページ)
- ・ 県内の空間線量率のモニタリングのほか、土壌や海水など環境中に含まれる放射性物質濃度の測定を行い、その結果について県民等に分かりやすく情報を提供する。(第3章4(7) 54 ページ)
- ・ 放射線に関する正確な情報を広く提供し、放射線影響等に関する正しい知識の普及啓発を行う。(第3章4(7) 54 ページ)
- ・ 環境影響評価に係る環境情報や技術情報を県民、事業者、市町村等に提供する。(第3章4(8) 54 ページ)
- ・ 環境汚染問題への意識を啓発するため、北上川清流化対策の取組やその歴史を広く県民へ周知する。(第3章4(9) 54 ページ)
- ・ 旧松尾鉱山跡地の森林回帰と北上川水源の涵養を図るため、NPO等による植樹活動などの支援を行う。(第3章4(9) 54 ページ)